

予 防



# 火 災 予 防

## 火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関のみならず市民や事業所などが一体となった地域ぐるみの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

### 1. 火災予防運動の推進

火災や、火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより、地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

### 2. 広報・広聴活動

消防広報は、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

### 3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

### 4. 子どもに対する防火・防災教育

地域の防火・防災力向上を図ることを目的に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行っている。これにより、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する、以上4つの力を醸成し、地域の防火・防災の担い手を育成している。主な事業は、幼稚園児などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学3年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子どもに対する防火・防災教育を実践している。

## 5. 住 宅 防 火 対 策

高齢化が年々進む中、札幌市における火災被害の傾向は大きく変化しており、統計によると、高齢者世帯で発生した住宅火災の割合は、平成20年が11%であったのに対し、平成29年は24%と2倍以上の上昇が見られた。

このため、福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。また、平成30年11月からは、高齢者世帯の火災による被害軽減を図るための支援策として、自動消火装置の設置費を一部助成する「高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を開始した。

このほか、民間企業等の協力のもと、広く市民へ火災予防広報を行う「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを展開している。

## 6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、令和元年中は51件（前年比8件増加）と出火原因の4位であり、全火災の約13%を占めている。近年は、地域の防火委員を中心とした放火されない環境づくりや関係行政機関・関係団体などへの積極的な情報発信をすることで、件数は10年前と比べおよそ3分の1まで減少している。

このほか、連続放火防止対策として、町内会等へのフラッシュライトの貸出しを行っている。

## 令和元年中予防主要事業

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
1	文化財防火デー	1月26日	文化財に対する防火思想の普及促進	文化財（建造物）に対する査察実施及び防火意識の高揚	文化財等
2	地下街合同防災査察	2月12日 2月21日	地下街の防火安全体制の確立	ポールタウン、オーロラタウン及びアピアの3地下街に対する査察	地下街
4	春の火災予防運動	4月20日 ～ 4月30日 (11日間)	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	
	ラグビーワールドカップ2019における予防対策	4月下旬 ～ 9月下旬	ラグビーワールドカップ2019の開催に向け、会場や宿泊施設等の法令違反を排除するとともに、施設関係者の自主防火意識を向上させることにより、大会の安全・安心の確保を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別査察の実施</li> <li>2. 防火対象物優良公表等の促進</li> <li>3. 訓練実施の推奨及び外国人等を考慮した避難誘導対策指導</li> <li>4. 外国人を対象とした防火・防災ガイドブックの配布</li> <li>5. 自主チェックシートの配布</li> <li>6. 大会直前期に実施する宿泊施設等への注意喚起</li> <li>7. 札幌ドームにおける自衛消防訓練指導</li> <li>8. 開催期間中における予防要員の配置</li> </ol>	大会関連施設、旅館・ホテル等、民泊、地下鉄・JRの主要駅
6	危険物安全週間	6月2日 ～ 6月8日 (7日間)	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、市民に対してガソリン、灯油などの危険物に関する知識を普及し、安全で安心な市民生活の確保を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険物施設における保安体制の整備促進</li> <li>2. 危険物の保安に関する知識の普及啓発</li> <li>3. 法令違反の是正促進</li> </ol>	危険物製造所等

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
9	地下街合同防災査察	9月3日 9月26日	地下街の防火安全体制の確立	ポールタウン、オーロラタウン及びアピアの3地下街に対する査察	地下街
	移動タンク貯蔵所等指導強化期間	9月9日 ～ 10月31日 (53日間)	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の保安体制の確立	1. 移送前点検の推進 2. 電気設備の機能に係る維持管理の徹底 3. 定期点検実施の推進 4. 危険物の運搬に係る法令知識の啓発	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両
10	秋の火災予防運動	10月15日 ～ 10月31日 (17日間)	暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	
11	歳末期における繁華街の防火安全対策	11月20日 ～ 12月27日 (38日間)	関係団体との連携した取組を展開し、歳末期における繁華街の防火安全対策を図る。	1. 繁華街を対象に、夜間無通告一斉査察を実施  2. 歳末期に向けて、多くの集客が見込まれる商業施設等を対象に、無通告査察の実施や地域の関係団体と連携した「クリーンキャンペーン」を実施	1. すすきの地区、北24条地区、琴似地区に所在する飲食店ビル等 2. 多くの集客が見込まれる商業施設等

### 予防広報・広聴状況（令和元年中）

#### 1. 広報活動状況

（単位：回、人）

区分	総数		自衛消防訓練		自主防災訓練		出前講座		広報行事		消防関係	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	出向職員	参加団員
<b>総数</b>	<b>1,410</b>	<b>139,135</b>	<b>973</b>	<b>94,857</b>	<b>122</b>	<b>8,163</b>	<b>89</b>	<b>3,338</b>	<b>226</b>	<b>32,777</b>	<b>8,793</b>	<b>867</b>
地域住民	507	43,654	251	9,035	115	7,684	41	1,251	100	25,684	2,775	527
事業所	405	24,328	374	23,085	4	132	25	811	2	300	1,637	18
社会福祉施設	187	4,696	172	4,309	-	-	15	387	-	-	553	14
幼児	290	31,546	240	29,100	2	161	8	578	40	1,707	1,437	18
児童	69	6,020	28	2,973	-	-	3	220	38	2,827	1,013	51
生徒	89	26,776	49	25,387	1	186	2	125	37	1,078	1,078	200
大学生等	17	4,460	12	4,291	-	-	3	93	2	76	188	7
その他	33	2,351	19	986	-	-	7	260	7	1,105	665	46

2. 広聴事務（火災予防相談等）処理状況

（単位：件）

総数	要望	苦情	提言	問合せ	その他
14,047	1,891	53	11	11,880	212

幼年・少年消防クラブの結成状況（令和2年4月1日現在）

1. 幼年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
<b>総数</b>	<b>47</b>	<b>189</b>	<b>3,889</b>
中 央	3	14	332
北 東	4	27	410
白 石	6	20	492
厚 別	4	17	420
豊 平	5	27	319
清 田	5	19	394
南 田	5	13	288
西 田	4	11	167
手 稲	5	15	355
手 稲	6	26	712

2. 少年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
<b>総数</b>	<b>47</b>	<b>284</b>	<b>793 (286)</b>
中 央	5	33	96 (35)
北 東	5	28	54 (15)
白 石	5	15	55 (19)
厚 別	3	11	32 (12)
豊 平	4	27	83 (36)
清 田	4	21	69 (18)
南 田	5	33	69 (34)
西 田	5	39	92 (38)
手 稲	5	32	133 (48)
手 稲	6	45	110 (31)

（注）（ ）は女子の数で内数である。

## 幼年・少年消防クラブの活動状況（令和元年中）

### 1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
<b>総 数</b>		<b>166</b>	<b>22,782</b>
防 火 の 呼 び か け	防火みこし、防火パレード	6	435
避 難 訓 練 等	避難訓練、放水体験、車両展示	79	10,320
防 火 も ち つ き 等	防火もちつき、防火豆まき	13	989
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	29	5,914
防 火 の お 話	防火映画等	20	3,406
防 火 の つ ど い	お年寄りとのふれあい会等	5	430
そ の 他	消防署訪問等	14	1,288

### 2. 少年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
<b>総 数</b>		<b>471</b>	<b>9,434</b>
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	19	390
防 火 の 呼 び か け	防火パレード、防火ちらし配布	46	822
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	6	132
防 火 の つ ど い	防火のつどい	5	187
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	173	2,454
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	40	851
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	7	189
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	8	141
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	56	2,668
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	10	299
会 議	クラブ活動方針等	46	366
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	24	485
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	31	450



## 査察・指導の概要

本市における防火対象物は、高層化・大規模化が進み、その管理形態や使用形態も複雑多様化している。また、都市機能の24時間化や、市民のライフスタイルの多様化、社会環境の変化などにより火災の潜在的危険性は高まっており、これらの防火対象物における火災危険の排除の徹底と事業者の自主的な防火管理を推進するため、査察・指導業務を重点的かつ効果的に展開し、市民の暮らしの安全と安心の確保に取り組んでいる。

### 1. 査察の執行体制

市民や札幌市を訪れる観光客等の安全を確保するため、「札幌市消防局査察規程」等に基づき、各消防署職員により、消防法令違反（以下「違反」という。）がある防火対象物には重点的・継続的な査察を実施しており、また違反のないものに対しても建物の安全性の維持に向け、違反を予防するための定期的な査察に取り組んでいる。

### 2. 違反是正の推進

防火対象物の違反は、利用する市民に深刻な被害を及ぼす危険性があることから、重大な違反に対しては、是正命令等の消防法上の権限を適正に行使し、市内の違反対象物の減少に取り組んでいる。

令和元年度は、消防法に基づく是正命令を11件発令した。

### 3. 民間企業・地域団体と連携した法令遵守の取組について

消防用設備等の点検率を向上させ、市民の安全を高めるため、不動産関連団体2団体と「点検報告の情報提供にかかる協定」を締結している。

この協定に基づき、市内のマンション、アパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、不動産会社と連携して建物所有者や借主、買主に対して広く周知を行い、法令遵守を推進している。

また、地域団体が自主防火の意識向上や違反の改善、未然防止等を目的として、自主点検や研修会等を自ら行う「火災予防クリーンキャンペーン」に対して、支援を行っている。

### 4. 違反公表制度

建物利用者の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るため、平成27年4月1日から、市内のホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の防火対象物について、札幌市公式ホームページに公表する制度を開始し、令和元年度は23件を公表した。

### 5. 防火対象物定期点検報告制度

防火管理の徹底を図ることを目的に、一定の規模及び用途の防火対象物の管理権原者は、専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について1年に1回点検を行わせ、その結果を報告することが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができ、また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限

り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。

## 6. 防災管理点検報告制度

大規模地震等の災害による被害を軽減するために、11階以上かつ延べ面積が1万平方メートル以上等の特に大規模な防火対象物の管理権原者は、専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に防災管理の状況等について1年に1回点検させ、その結果を報告することが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防災基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防災管理点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物は「防災優良認定証」を表示することができる。

## 7. 防火管理体制の検証制度

過去、多数の死傷者が生じた火災事例を契機として、平成元年4月から旅館・ホテル、平成5年1月からは病院・社会福祉施設において、夜間当直勤務者等の最少勤務人員で、火災が発生した場合に必要な消火・通報・避難誘導等が適切に行えるかを検証する制度を導入し、適切な夜間の防火管理体制の実施に向け指導を行っている。

なお、平成7年4月からは、物品販売店舗についても検証の制度化を図り、防火管理体制の指導強化に努めている。

## 8. 札幌市防火優良対象物表示公表制度

平成18年から実施していた「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、平成26年4月1日から新たな制度である「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を開始した。

この制度は、申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、基準に適合しているものに対して銀マークを、銀マークを3年間継続して交付されている場合は金マークを交付するとともに、これらの表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表するものである。

令和2年4月1日現在、金マークを60件の宿泊施設、銀マークを19件の宿泊施設に交付している。

## 9. 札幌市消防局法令適合情報提供サービス

平成28年7月1日から新たな制度である「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を開始した。

この制度は、社会福祉施設等及び宿泊施設において、消防職員が査察を行った結果、消防法令に適合している消防法令上優良な施設をホームページに公表し情報提供するものであり、令和2年4月1日現在、社会福祉施設等1,475件、宿泊施設346件を公表している。

## 10. 自衛消防業務講習

一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に対しては、一定の基準を満たす自衛消防組織の設置が義務付けられており、この自衛消防組織の統括管理者を育成するため、平成21年度から「自衛消防業務新規講習」を開始した。また、平成26年度から自衛消防業務講習修了者を対象とした「自衛消防業務再講習」を開始している。

令和元年度における実施回数及び修了証の交付者は新規講習が15回226人、再講習が9回138人となっている。

## 11. 防火対象物の使用開始等検査

消防法又は札幌市火災予防条例の規定により、百貨店、旅館、ホテル及び複合用途ビルなどの一定規模以上の防火対象物に、火災の早期発見、初期消火、早期通報及び避難のため、消防用設備等を設置したときは、所轄消防署長に届け出て検査を受けなければならない。なお、令和元年度中の届出により検査を実施したものは3,787件である。

## 12. 消防用設備等の点検及び報告

防火対象物に設置された消防用設備等は、適切に機能するよう維持管理されなければならない。そのため、関係者はそれらの設備等を定期的に点検し、その結果を報告する義務がある。なお、令和元年度中の消防用設備等点検結果報告書の受付件数は31,602件である。

指定対象物状況(令和2年4月1日現在)

(単位：件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総 数</b>	<b>74,164</b>	<b>11,395</b>	<b>9,355</b>	<b>12,260</b>	<b>10,863</b>	<b>3,271</b>	<b>9,144</b>	<b>2,406</b>	<b>3,907</b>	<b>7,861</b>	<b>3,702</b>
指 定 対 象 物 計	17,979	4,096	1,897	2,232	1,823	1,247	1,916	765	1,316	1,765	923
	56,185	7,299	7,458	10,028	9,040	2,024	7,229	1,641	2,591	6,096	2,779
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	23	7	1	4	1	1	4	-	4	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	533	29	78	73	49	44	53	50	69	42	46
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ンス ホール	91	13	14	13	9	7	8	5	7	9	6
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	17	5	-	3	1	3	1	2	-	-	2
3 イ 待 合 ・ 料 理 店	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	863	239	117	102	79	43	71	57	45	63	47
4 百 貨 店 ・ マーケット	561	199	63	54	18	16	52	34	37	62	26
	988	145	114	151	111	64	97	84	48	86	88
	722	109	99	136	66	30	76	34	38	87	47
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	287	128	24	9	9	4	13	5	70	15	10
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	194	55	15	11	18	-	27	4	42	16	6
	5,117	1,110	411	592	515	530	711	118	352	553	225
	38,480	4,374	5,107	6,896	6,217	1,448	5,591	1,018	1,705	4,277	1,847
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	335	51	41	46	33	24	32	20	24	36	28
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※①	401	42	72	48	29	24	48	29	26	46	37
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※②	552	52	61	82	59	41	63	43	73	43	35
ニ 更 生 施 設	42	-	7	14	2	2	1	2	8	3	3
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	693	50	114	108	77	40	66	35	46	99	58
	676	52	121	83	56	36	64	55	56	90	63
	120	12	19	10	8	11	14	9	14	13	10
	3	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	600	91	95	78	40	32	81	41	60	41	41
	84	9	62	1	-	1	6	1	2	1	1
8 図 書 館 ・ 美 術 館	84	12	1	4	1	52	3	-	8	1	2
	3	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	4	5	4	3	2	6	1	2	6	2
	6	2	-	-	-	-	-	-	2	2	-
10 車 両 の 停 車 場	4	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
	55	13	8	7	7	4	7	-	2	5	2
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	421	89	51	47	28	36	43	26	35	36	30
	105	19	15	14	12	2	13	6	8	13	3
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	288	19	9	76	35	15	15	18	30	57	14
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	2,081	100	267	524	418	42	67	68	50	358	187
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 庫 庫 ・ 駐 車 場	609	191	39	79	56	46	69	27	36	42	24
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	259	88	22	27	40	10	28	6	14	13	11
	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	298	28	16	59	58	8	21	24	33	42	9
	2,015	157	239	526	571	46	69	49	31	206	121
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	1,402	445	120	185	122	58	144	39	122	114	53
	2,649	613	304	426	356	109	243	87	145	247	119
16 イ ※ ③	3,511	1,077	452	361	368	140	288	112	193	357	163
ロ ※ ④	2,751	608	377	345	301	95	380	92	152	274	127
	1,057	254	115	140	161	45	112	49	44	108	29
	4,050	674	469	752	775	110	457	130	152	392	139
16の2 地 下 街	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	13	11	-	-	-	1	-	-	-	1	-
	13	1	10	-	-	-	-	-	1	1	-
18 延 長 50メー ト ル 以 上 の アーケード	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
19 休 業 等	1,016	175	200	160	152	49	96	25	119	-	40

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設  
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設  
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの  
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物  
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況（令和元年度中）（単位：件）

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
業 態	17,915	2,420	2,672	1,650	2,932	627	2,477	1,078	1,389	1,403	1,267
指 定 対 象 物 計	6,899	1,120	971	567	801	383	1,041	418	502	572	524
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	11,016	1,300	1,701	1,083	2,131	244	1,436	660	887	831	743
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	8	-	-	3	-	-	2	-	2	1	-
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	251	12	41	19	30	13	26	24	31	15	40
ロ 遊技場・ダンスホール	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	37	3	10	4	5	2	2	3	1	3	4
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
3 イ 待 合 ・ 料 理 店	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	9	2	-	2	1	1	-	2	-	-	1
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	430	57	94	47	37	21	47	41	26	21	39
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	355	106	51	28	8	10	32	32	9	58	21
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	488	51	75	72	49	18	49	53	23	32	66
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	317	51	42	62	31	12	30	26	10	27	26
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	214	90	21	1	8	2	10	5	61	7	9
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	104	23	8	3	11	-	24	3	24	5	3
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	1,365	206	120	44	155	97	403	55	98	139	48
8 函 書 館 ・ 美 術 館	5,195	443	916	216	1,037	90	827	342	681	288	355
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	140	14	20	21	15	9	13	8	8	8	24
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	153	15	25	20	11	4	21	20	10	8	19
10 車 両 の 停 車 場	231	7	41	6	34	41	16	14	31	12	29
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	15	-	5	2	-	2	-	2	3	-	1
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	364	19	68	39	39	19	35	20	25	55	45
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	268	17	55	25	20	21	21	39	12	27	31
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	61	6	14	3	6	3	6	5	8	3	7
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
14 倉 庫	159	20	22	10	19	5	46	15	11	6	5
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	42	2	36	1	-	1	1	-	-	-	1
16 イ ※ ③	9	5	-	1	-	-	-	-	3	-	-
ロ ※ ④	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
17 重 要 文 化 財	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	11	2	2	-	2	1	2	-	-	1	1
19 休 業 等	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の2 地 下 街	115	4	3	21	34	3	13	18	1	16	2
16の3 準 地 下 街	563	23	54	138	218	12	15	14	2	59	28
17 重 要 文 化 財	398	84	30	46	39	14	74	22	36	43	10
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	621	124	66	103	107	22	64	23	25	54	33
19 休 業 等	1,802	409	328	152	206	81	161	79	106	132	148
16の2 地 下 街	1,371	274	212	148	156	36	212	69	54	129	81
16の3 準 地 下 街	357	47	50	22	82	19	58	27	9	27	16
17 重 要 文 化 財	1,125	155	118	188	293	20	148	56	24	74	49
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 休 業 等	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
20 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 休 業 等	143	17	32	13	22	3	11	7	13	-	25

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設  
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設  
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの  
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物  
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

## 防火管理者の選任と消防計画の届出状況（令和2年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	17,980	件
防火管理者を選任している対象物数	17,639	件（選任率 98.1%）
消防計画を届出している対象物数	17,092	件（届出率 96.9%）

（注） 消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上

## 防火管理・防災管理資格講習実施状況

防災管理では、一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に防災管理者の選任を義務付けており、その養成のため、防災管理資格講習が実施されている。なお、甲種防火管理・防災管理新規講習は、1回の講習で、甲種防火管理と防災管理の両方の資格が取得できる。

令和元年度の防火管理資格修了証交付者は、甲種が2,421人、乙種が47人であり、昭和63年からの修了証交付者総数は89,751人である。

令和元年度の防災管理資格修了証交付者は、571人であり、平成21年度からの修了証交付者総数は9,446人である。

## 防火管理・防災管理講習（令和元年度中）

（単位：回、人）

講習種別	講習回数	修了証交付者数
甲種防火管理・防災管理新規講習	6	512
甲種防火管理新規講習	17	1,909
防災管理新規講習	2	59
乙種防火管理新規講習	1	47
甲種防火管理再講習	4	292

## 防火対象物定期点検報告制度該当対象物の状況（令和2年4月1日現在）

（単位：件）

	該当対象物	点検報告済	特例認定済
<b>合計</b>	<b>2,300</b>	<b>1,347</b>	<b>454</b>
1項イ	20	8	11
1項ロ	257	86	134
2項イ	-	-	-
2項ロ	83	57	16
2項ハ	5	3	-
2項ニ	6	3	-
3項イ	-	-	-
3項ロ	154	92	8
4項	275	202	36
5項イ	155	65	46
6項イ	153	79	50
6項ロ	53	35	7
6項ハ	86	54	12
6項ニ	30	20	7
9項イ	12	5	-
16項イ	1,008	638	124
16の2項	3	-	3

各種届出状況（令和元年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	4	催物開催	123
厨房設備	2	臨時客席等設置	232
温風暖房機	22	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
ボイラー	414	消防設備業	21
給湯湯沸設備	143	燃焼器具製造業	-
乾燥設備	53	燃焼器具取付・点検整備業	3
サウナ設備	5	少量危険物	886
ヒートポンプ冷暖房機	55	指定可燃物	19
火花を生ずる設備	-	灯油販売取扱者	-
放電加工機	-	裸火・危険物使用	407
変電設備	219	法令適合通知書交付申請	578
発電設備	150	防火対象物の仮使用の承認	38
蓄電池設備	96	圧縮アセチレンガス	290
ネオン管灯設備	-	受水そこの清掃	-
水素ガスを充てんする気球	-	指定洞道等設置	-
揚煙等の行為	521	使用開始	664
煙火打上げ・仕掛け	196		

高層建築物等状況（令和2年4月1日現在）

（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
<b>総数</b>	<b>2,609</b>	<b>2,378</b>	<b>178</b>	<b>40</b>	<b>13</b>
中央	1,351	1,205	104	34	8
北	257	234	20	2	1
東	156	145	9	1	1
白石	175	169	5	1	-
厚別	117	106	9	1	1
豊平	262	253	9	-	-
清田	16	15	1	-	-
南	69	65	4	-	-
西	176	156	17	1	2
手稲	30	30	-	-	-

（注） 建築物の最高高さで計上

# 消 防 同 意

## 消 防 同 意 の 概 要

消防法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関建築主事が許可、認可若しくは確認を行う場合又は指定確認検査機関が確認を行う場合に、消防長又は消防署長の同意が必要である旨、定められている。

これは、申請建築物が消防関係法規などに適合しているかどうかチェックすることにより、火災予防の徹底を図ろうとするものである。

令和元年中の同意件数は2,270件で前年と比較すると204件の減少となった。

行政区別の同意件数は、中央区617件、東区298件、北区262件の順となっている。

なお、確認通知件数は6,237件である。

### 建築物の同意処理状況の推移（過去5年間）

（単位：件）

区 分	年 別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	建築物同意総数		2,516	2,705	2,522	2,474
令別表防火対象物		2,047	2,175	2,081	2,016	<b>1,833</b>
専用住宅等		462	521	435	452	<b>431</b>
危険物施設		7	9	6	6	<b>6</b>
確認通知総数		5,382	5,886	5,951	5,930	<b>6,237</b>
<b>総 数</b>		<b>7,898</b>	<b>8,591</b>	<b>8,473</b>	<b>8,404</b>	<b>8,507</b>



消防同意事務処理状況（令和元年中）

（単位：件）

処 理 区 分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>申 請 種 別 計</b>		<b>2,208</b>	<b>584</b>	<b>262</b>	<b>291</b>	<b>240</b>	<b>81</b>	<b>251</b>	<b>92</b>	<b>89</b>	<b>246</b>	<b>72</b>
確 認 申 請		1,502	287	199	210	199	71	179	70	57	180	50
計 画 通 知		171	97	10	16	4	1	9	3	12	9	10
許 可 申 請		135	95	5	9	2	-	9	6	6	1	2
計 画 変 更		400	105	48	56	35	9	54	13	14	56	10
<b>同 意 ・ 不 同 意 別 計</b>		<b>2,270</b>	<b>617</b>	<b>262</b>	<b>298</b>	<b>243</b>	<b>82</b>	<b>258</b>	<b>98</b>	<b>90</b>	<b>248</b>	<b>74</b>
同 意		2,268	617	262	298	242	82	257	98	90	248	74
（ 同 意 の うち 指 導 し た も の ）		1,521	336	193	209	181	62	181	65	58	182	54
不 同 意		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>工 事 種 別 計</b>		<b>2,270</b>	<b>617</b>	<b>262</b>	<b>298</b>	<b>243</b>	<b>82</b>	<b>258</b>	<b>98</b>	<b>90</b>	<b>248</b>	<b>74</b>
新 築		2,123	581	249	270	228	78	249	90	83	234	61
増 築		90	14	7	20	11	2	7	5	6	8	10
改 築		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更		56	21	6	8	4	2	2	3	1	6	3
大 規 模 の 修 繕		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 規 模 の 模 様 替		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>防 火 対 象 物 別 計</b>		<b>2,270</b>	<b>617</b>	<b>262</b>	<b>298</b>	<b>243</b>	<b>82</b>	<b>258</b>	<b>98</b>	<b>90</b>	<b>248</b>	<b>74</b>
合 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計		1,833	560	198	224	180	63	211	79	82	174	62
1項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	7	1	-	2	-	1	3	-	-	-
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	イ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	ロ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4項	イ	飲食店	33	19	3	3	-	6	1	-	1	-
	ロ	百貨店・マーケット・店舗・展示場	214	151	13	8	4	3	11	12	5	4
5項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	92	48	9	4	8	-	5	3	12	3
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	673	125	77	79	93	35	115	19	20	83
6項	イ	病院・診療所又は助産所	34	3	7	7	3	-	5	1	3	2
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	42	2	8	7	1	4	5	3	4	6
	ハ	ロ以外の福祉施設	67	4	11	15	7	2	8	3	5	10
7項	イ	幼稚園・特別支援学校	6	-	1	1	-	2	-	-	2	-
	ロ	小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	33	3	1	6	1	3	5	3	2	3
8項		図書館・博物館・美術館・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10項		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
11項		神社・寺院・教会その他	11	2	3	1	1	-	-	3	1	-
12項	イ	工場又は作業場	29	2	3	5	5	3	3	-	3	4
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	52	27	5	4	5	2	2	1	1	5
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
14項		倉庫	53	9	5	16	8	2	4	1	4	4
15項		前各項に該当しない事業場	231	86	16	40	12	2	21	15	14	9
16項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	158	52	27	15	14	4	13	8	4	20
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	91	23	9	8	18	3	5	5	2	17
16の2項		地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3項		建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17項		重要文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18項		延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 住 宅 等		431	56	64	72	62	19	46	18	8	74	12
危 険 物 施 設 等		6	1	-	2	1	-	1	1	-	-	-
<b>確 認 通 知</b>		<b>6,237</b>	<b>420</b>	<b>1,273</b>	<b>957</b>	<b>561</b>	<b>302</b>	<b>577</b>	<b>382</b>	<b>434</b>	<b>736</b>	<b>595</b>

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの



# 危 険 物

## 危険物事務の概要

消防法に定める危険物は、ガソリンや灯油など、身近に存在し日常生活に不可欠なものも多い。火災や危険物流出等の災害発生危険は危険物施設に限らず、企業から一般家庭まで多岐にわたる。危険物に係る災害の発生や被害の拡大を防ぐため、消防法及び札幌市火災予防条例に基づき、危険物の貯蔵・取扱いを行う施設や設備の構造、貯蔵取扱方法等を規制し、市民生活の安全確保に取り組んでいる。

さらに、危険物に係る火災や流出等の事故について原因調査を行い、統計を取りまとめており、同種の事故の再発を防止するための施策整備、また企業や市民の保安意識の向上を図る普及啓発活動に活用されている。

### 1. 危険物施設状況

#### (1) 行政区別施設数及び割合

本市には、令和2年4月1日現在6,017施設が存し、行政区別の施設数および割合は次表のとおりである。（割合は小数第二位を四捨五入するため、各割合の合計は必ずしも100%とならない。）

	全 市	中 央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区
施 設 数 (件)	<b>6,017</b>	1,217	599	773	901	271	593	183	489	655	336
施 設 割 合 (%)		20.2	10.0	12.8	15.0	4.5	9.9	3.0	8.1	10.9	5.6

#### (2) 施設の動向（増・減）

平成31年4月1日現在との比較では、屋外タンク貯蔵所1件の増加、製造所、屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び販売取扱所が同数、屋内タンク貯蔵所10件、地下タンク貯蔵所37件、移動タンク貯蔵所3件、屋外貯蔵所2件、給油取扱所9件及び一般取扱所10件の減少で、総体的に70件の減少となっている。

#### (3) 施設の許可及び検査

施設の設置又は変更を行うための許可の件数については、令和元年度は358件で、平成30年度と比較すると96件の増加となっている。工事完了後に行う完成検査については、令和元年度は341件で、平成30年度と比較すると87件の増加となっている。

また、完成検査前検査（タンクの水圧、水張検査）については、令和元年度は22件で、平成30年度と比較すると18件の減少となっている。

#### (4) 立入検査

消防法第16条の5の規定に基づき、施設の位置、構造及び設備の管理状況について立入検査を実施しており、令和元年度中の立入検査件数は3,292件である。

#### (5) 危険物製造所等保安監督者選任状況（令和2年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

危険物保安監督者を選任しなければならない施設	1,189施設
危険物保安監督者を選任している施設	1,172施設
危険物保安監督者の選任率	98.6%

(6) 危険物製造所等予防規程認可状況（令和2年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

予防規程の認可を受けなければならない施設	456施設
予防規程の認可を受けている施設	454施設
予防規程の認可率	99.6%

## 2. 危険物施設等の事故発生状況

令和元年中の事故発生件数は116件で、平成30年中と比べ16件の増となっており、そのうち危険物施設の事故の内訳は、流出19件、破損13件の計32件であり、少量危険物施設の事故の内訳は、流出82件及び破損1件で計83件となっている。また、運搬中の流出事故は1件発生している。

危険物施設からの流出の原因は、人的要因が6件及び物的要因が13件である。

流出事故の人的要因の事故内容については、残油量を確認せずに屋内タンク貯蔵所へ注入を行ったため、屋内タンク貯蔵所から潤滑油が流出したもの等である。物的要因としては、配管等の腐食経年劣化によるものと破損によるものが多く発生している。

破損事故13件のうち12件が給油取扱所で発生しており、その多くが顧客等が運転操作を誤り、車両を固定給油設備等に衝突させたもの（危険物が流出していないものに限る。）である。ほかの1件は移動タンク貯蔵所で、交通事故により破損したものとなっている。

危険物施設の事故を総じて考察すると、給油取扱所における顧客等の運転操作の誤りにより発生するものの比率が高くなっている。

少量危険物施設の流出の原因は、その多くがホームタンクに関連するもので、配管及び附属設備の腐食経年劣化、工事等作業時の損傷、ホームタンクへの過剰注入による事故などであり、ホームタンクに関連する事故は全体の約84%を占めている。

## 3. 危険物関係事務処理状況

危険物関係事務処理件数は、令和元年度は3,663件で、平成30年度と比較すると332件の増加となっている。

## 4. 危険物製造所等類・品名別許可数量

第1類は、2,290kgとなっている。

第2類は、33,420kgとなっている。

第3類の貯蔵等はない。

第4類は、117,395kℓとなっている。

第5類は、260kgとなっている。

第6類は、940kgとなっている。

危険物施設状況（令和2年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>6,017</b>	<b>1,217</b>	<b>599</b>	<b>773</b>	<b>901</b>	<b>271</b>	<b>593</b>	<b>183</b>	<b>489</b>	<b>655</b>	<b>336</b>
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	<b>3,431</b>	<b>606</b>	<b>370</b>	<b>471</b>	<b>578</b>	<b>156</b>	<b>255</b>	<b>110</b>	<b>303</b>	<b>342</b>	<b>240</b>
屋内貯蔵所	171	15	18	48	35	5	—	4	7	22	17
屋外タンク貯蔵所	60	1	4	24	4	1	3	—	8	9	6
屋内タンク貯蔵所	461	252	38	18	28	23	31	6	25	27	13
地下タンク貯蔵所	1,592	287	162	195	191	98	145	70	184	155	105
簡易タンク貯蔵所	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
移動タンク貯蔵所	1,138	51	148	183	320	28	76	30	74	129	99
屋外貯蔵所	5	—	—	3	—	1	—	—	1	—	—
● 取扱所計	<b>2,585</b>	<b>611</b>	<b>229</b>	<b>302</b>	<b>323</b>	<b>115</b>	<b>338</b>	<b>73</b>	<b>186</b>	<b>312</b>	<b>96</b>
給油取扱所	476	41	51	85	84	16	36	32	45	47	39
<ul style="list-style-type: none"> <li>営業用</li> <li>うちセルフ</li> <li>営業用以外</li> </ul>	292	32	36	54	39	12	29	18	23	29	20
	118	11	19	18	13	7	9	11	11	10	9
	184	9	15	31	45	4	7	14	22	18	19
販売取扱所	18	2	—	4	8	—	1	—	—	2	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種</li> <li>第二種</li> </ul>	5	1	—	1	2	—	—	—	—	—	1
	13	1	—	3	6	—	1	—	—	2	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	2,091	568	178	213	231	99	301	41	141	263	56

危険物施設立入検査・指導実施状況（令和元年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>3,292</b>	<b>741</b>	<b>349</b>	<b>318</b>	<b>422</b>	<b>168</b>	<b>282</b>	<b>172</b>	<b>310</b>	<b>345</b>	<b>185</b>
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	<b>1,639</b>	<b>325</b>	<b>229</b>	<b>187</b>	<b>188</b>	<b>82</b>	<b>111</b>	<b>81</b>	<b>176</b>	<b>132</b>	<b>128</b>
屋内貯蔵所	56	8	14	11	8	3	—	2	2	4	4
屋外タンク貯蔵所	31	1	2	6	—	2	7	—	4	7	2
屋内タンク貯蔵所	171	83	25	2	6	8	17	6	11	12	1
地下タンク貯蔵所	843	164	87	81	102	50	67	38	135	72	47
簡易タンク貯蔵所	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
移動タンク貯蔵所	537	69	101	87	72	19	20	35	23	37	74
屋外貯蔵所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
● 取扱所計	<b>1,652</b>	<b>416</b>	<b>120</b>	<b>131</b>	<b>234</b>	<b>86</b>	<b>171</b>	<b>91</b>	<b>134</b>	<b>212</b>	<b>57</b>
給油取扱所	452	43	36	49	105	41	17	55	43	33	30
営業用	334	33	33	29	91	29	13	39	28	20	19
	118	10	3	20	14	12	4	16	15	13	11
販売取扱所	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
第一種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	<b>1,194</b>	373	84	82	123	45	154	36	91	179	27

危険物施設等の事故発生状況（令和元年中）

（単位：件）

種別	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
総数	116	-	-	-	2	-	-	5	-	20	-	5	-	-	70	-	-	-	-	-	13	1
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流出	102	-	-	-	2	-	-	4	-	8	-	5	-	-	69	-	-	-	-	-	13	1
破損	14	-	-	-	-	-	-	1	-	12	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

危険物施設等の事故発生状況（過去5年間）

（単位：件）

年	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬	
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの		
27	133	-	-	-	1	1	-	2	-	23	-	4	-	2	91	-	-	-	-	-	-	9	-
28	113	-	-	-	1	1	-	5	-	24	-	8	-	-	71	-	-	-	-	-	-	1	2
29	113	-	-	-	2	2	-	8	-	11	-	10	-	-	74	-	-	-	-	-	-	5	1
30	100	-	2	-	-	5	-	3	-	24	-	7	-	-	51	-	-	-	-	-	-	4	4
元	116	-	-	-	2	-	-	5	-	20	-	5	-	-	70	-	-	-	-	-	-	13	1

危険物関係事務処理

	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
製造所等														
平成30年度総数	3,331	83	179	254	40	62	2	84	873	666	106	23	157	141
令和元年度総数	3,663	121	237	341	22	92	6	87	910	661	108	13	129	161
● 製造所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 貯蔵所計	1,372	100	94	190	21	10	3	27	368	75	54	8	102	40
屋内貯蔵所	62	2	-	2	-	-	-	-	19	1	2	1	2	16
屋外タンク貯蔵所	44	5	1	5	2	-	-	4	11	1	-	1	5	3
屋内タンク貯蔵所	87	1	2	3	1	-	-	3	47	4	14	-	9	-
地下タンク貯蔵所	655	11	24	31	18	10	2	20	238	46	13	4	39	20
簡易タンク貯蔵所	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
移動タンク貯蔵所	520	81	67	149	-	-	1	-	53	23	25	2	45	-
屋外貯蔵所	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
● 取扱所計	2,290	21	143	151	1	82	3	60	542	586	54	5	27	121
給油取扱所	1,290	2	82	77	-	65	1	19	180	439	12	-	4	83
(営業用)	1,121	2	64	59	-	56	1	10	157	424	9	-	1	59
(営業用以外)	169	-	18	18	-	9	-	9	23	15	3	-	3	24
販売取扱所	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
(第一種)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第二種)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	998	19	61	74	1	17	2	41	362	145	42	5	23	38



状 況 (令和元年度中)

保 安 監 督 者 解 任 届	休 止 届	再 開 届	災 害 発 生 届	危 険 作 業 届	完 成 検 査 済 証 再 交 付 届	着 工 届	各 種 中 間 検 査	そ の 他	施 設 数		平成 30 年度と 令和元年度の 施 設 数 比 較		製 造 所 等
									平 成 31 年 3 月 末	令 和 2 年 3 月 末	元 年 度 増 減 件 数	増 加 率 %	
114	19	2	35	146	13	3	134	195	6,087	-	-	-	平 成 3 0 年 度 総 数
162	25	-	23	123	39	9	100	294	-	6,017	△70	△1.1	令 和 元 年 度 総 数
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製 造 所
40	16	-	1	26	9	1	47	140	3,482	3,431	△51	△1.5	● 貯 蔵 所 計
16	1	-	-	-	-	-	-	-	171	171	-	-	屋 内 貯 蔵 所
3	-	-	-	-	-	-	2	1	59	60	1	1.7	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	1	-	-	1	-	1	471	461	△10	△2.1	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所
20	13	-	-	26	-	-	45	75	1,629	1,592	△37	△2.3	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所
1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所
-	2	-	-	-	9	-	-	63	1,141	1,138	△3	△0.3	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	5	△2	△29	屋 外 貯 蔵 所
122	8	-	22	97	30	8	53	154	2,604	2,585	△19	△0.7	● 取 扱 所 計
83	4	-	19	43	29	7	21	120	485	476	△9	△1.9	給 油 取 扱 所
59	4	-	15	41	29	7	14	110	297	292	△5	△1.7	〔 営 業 用
24	-	-	4	2	-	-	7	10	188	184	△4	△2.1	〔 営 業 用 以 外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	-	-	販 売 取 扱 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	〔 第 一 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	-	-	〔 第 二 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移 送 取 扱 所
39	4	-	3	54	1	1	32	34	2,101	2,091	△10	△0.5	一 般 取 扱 所

危険物製造所等類・品名別

類品名別	製造所等別	総数	製造所	貯蔵所						
				計	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク
施設数		6,017	1	3,431	171	60	461	1,592	4	1,138
第一類 (kg)	計	2,290	—	2,290	2,290	—	—	—	—	—
	塩素酸塩類	20	—	20	20	—	—	—	—	—
	過塩素酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—	—
	無機過酸化物	10	—	10	10	—	—	—	—	—
	亜塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臭素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸塩類	250	—	250	250	—	—	—	—	—
	よう素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	過マンガン酸塩類	80	—	80	40	—	—	—	—	—
	重クロム酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—	—
その他のもの	1,850	—	1,850	1,850	—	—	—	—	—	
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二類 (kg)	計	33,420	—	33,420	33,420	—	—	—	—	—
	硫酸りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	赤りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硫酸黄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のもの	30,020	—	30,020	30,020	—	—	—	—	—	
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
引火性固体	3,400	—	3,400	3,400	—	—	—	—	—	
第三類 (kg)	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルアルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルリチウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	黄りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルカリ金属等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有機金属化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属の水素化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属のりん化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カルシウム炭化物等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

許可数量 (1) (令和2年4月1日現在)

屋外	取扱所								製造所等別	類品名別	
	計	給油			販売			移送			一般
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
5	2,585	476	292	184	18	5	13	-	2,091	施設数	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	亜塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臭素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	よう素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過マンガン酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重クロム酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫化りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫黄	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉄粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マグネシウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引火性固体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ナトリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルアルミニウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルリチウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黄りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルカリ金属等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有機金属化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属の水素化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属のりん化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カルシウム炭化物等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

危険物製造所等類・品名別

製造所等別 類品名別	総数	製造所	貯 蔵 所							
			計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	
施設数	6,017	1	3,431	171	60	461	1,592	4	1,138	
第四類 (ℓ)	計	117,395,838	12,000	64,844,419	5,069,156	6,836,004	4,461,571	40,016,460	2,659	8,198,169
	特殊引火物	5,947	—	5,947	5,947	—	—	—	—	—
	第一石油類	16,862,737	—	4,385,526	1,228,492	51,800	—	176,600	2,164	2,926,470
	うち水溶性	46,516	—	45,916	45,916	—	—	—	—	—
	アルコール類	1,328,093	12,000	1,282,952	145,202	1,072,250	—	38,000	—	27,500
	第二石油類	70,508,573	—	33,447,198	1,116,725	1,899,220	391,931	25,163,258	495	4,767,169
	うち水溶性	106,348	—	105,188	105,188	—	—	—	—	—
	第三石油類	26,787,272	—	24,050,331	1,200,925	3,796,734	4,066,940	14,454,602	—	442,330
	うち水溶性	268,844	—	267,844	267,844	—	—	—	—	—
	第四石油類	1,900,736	—	1,670,485	1,369,885	16,000	2,700	184,000	—	34,700
	動植物油類	2,480	—	1,980	1,980	—	—	—	—	—
第五類 (kg)	計	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	有機過酸化物	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	硝酸エステル類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロソ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジアゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドラジンの誘導体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六類 (kg)	計	940	—	940	940	—	—	—	—	—
	過塩素酸	300	—	300	300	—	—	—	—	—
	過酸化水素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸	640	—	640	640	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (2) (令和2年4月1日現在)

屋外	取扱所									製造所等別	類品名別
	計	給油			販売			移送	一般		
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
5	2,585	476	292	184	18	5	13	—	2,091	施設数	
<b>260,400</b>	<b>52,539,419</b>	<b>27,950,050</b>	<b>23,056,925</b>	<b>4,893,125</b>	<b>263,366</b>	<b>40,680</b>	<b>222,686</b>	<b>—</b>	<b>24,326,003</b>	<b>計</b>	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特殊引火物	
—	12,477,211	12,195,445	11,869,034	326,411	75,569	13,160	62,409	—	206,197	第一石油類	
—	600	—	—	—	600	600	—	—	—	うち水溶性	
—	33,141	—	—	—	1,460	1,060	400	—	31,681	アルコール類	第四類 (ℓ)
108,400	37,061,375	15,270,995	10,704,881	4,566,114	161,037	21,560	139,477	—	21,629,343	第二石油類	
—	1,160	—	—	—	160	160	—	—	1,000	うち水溶性	
88,800	2,736,941	481,650	481,050	600	22,200	1,800	20,400	—	2,233,091	第三石油類	
3,600	1,000	—	—	—	600	600	—	—	400	うち水溶性	
63,200	230,251	1,960	1,960	—	2,600	2,600	—	—	225,691	第四石油類	
—	500	—	—	—	500	500	—	—	—	動植物油類	
—	<b>250</b>	—	—	—	<b>250</b>	—	<b>250</b>	—	—	<b>計</b>	
—	250	—	—	—	250	—	250	—	—	有機過酸化物	第五類 (kg)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	硝酸エステル類	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ニトロ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ニトロソ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	アゾ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ジアゾ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドラジンの誘導体	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドロキシルアミン	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドロキシルアミン塩類	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他のもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	含有するもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<b>計</b>	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	過塩素酸	第六類 (kg)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	過酸化水素	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	硝酸	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他のもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	含有するもの	

# 防 火 協 力 団 体

## 札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

### 1. 設 立

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

その後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体として区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

### 2. 目 的

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

### 3. 組 織

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会、10区防火委員会、1,984委員

### 4. 事 業

- (1) 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関する事。
- (2) 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関する事。
- (3) 放火防止対策のための地域と連携した活動に関する事。
- (4) 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関する事。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事。

## 各区少年消防クラブ協議会

### 1. 設 立

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

### 2. 目 的

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

### 3. 組 織

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会、少年消防クラブ47クラブ、クラブ員数802人、指導者数284人

### 4. 事 業

- (1) 各少年消防クラブとの連絡協調に関する事。
- (2) 少年消防クラブ運営指導の研究に関する事。
- (3) 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関する事。
- (4) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

## 札幌防火管理者協会

### 1. 設 立

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年及び平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、1連合会10協議会となった。

最初の組織発足から50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区防火管理者協議会及び札幌防火管理者協議会連合会を統合再編し、平成28年5月24日の設立総会をもって、現在の札幌防火管理者協会が設立された。

### 2. 目 的

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

### 3. 組 織

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織し、2,331会員によって組織している。

### 4. 事 業

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

## 札幌危険物安全協会

### 1. 設 立

昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会(2協議会)として発足し、昭和47年の政令指定都市への移行に伴い、危険物安全協議会と改称した。(7協議会)

その後、平成元年の分区に伴い9協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成4年に札幌危険物安全協議会連合会を設立。そして、平成9年の分区に伴い10協議会となった。

最初の組織発足から、平成27年で50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区危険物安全協議会及び札幌危険物安全協議会連合会を統合再編し、平成28年4月27日の設立総会をもって、現在の札幌危険物安全協会が設立された。

### 2. 目 的

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るため、会員自らが危険物施設の健全化及び危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

### 3. 組 織

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもって組織し、正会員1,030会員及び賛助会員16会員の計1,046会員をもって組織している。

### 4. 事 業

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検などの研修会等や市民街頭啓発イベント、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

## 札幌石油燃焼器具整備業協議会

### 1. 設 立

昭和49年3月26日に設立された。

### 2. 目 的

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 3. 組 織

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して、点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもって組織する。

一般会員92、賛助会員4

### 4. 事 業

- (1) 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
- (2) 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
- (3) 防火思想の普及宣伝に関する事項
- (4) 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項



# ガ ス ・ 火 薬

## ガス・火薬事務の概要

高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務は、高圧ガスについては、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づき、高圧ガスの有する危険性による災害事故を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動その他の取扱いに関して規制を行っている。液化石油ガスについては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、災害事故を防止するため、液化石油ガス販売事業者に対し、一般消費者等への液化石油ガスの販売方法、液化石油ガス器具等の製造、販売等の規制を行っている。また、ガス事業法に基づき、都市ガス用品販売事業者への規制事務を行っている。

火薬類に関する事務は、火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いについて規制を行っている。

令和元年度中における事務概要については、次のとおりである。

### 1. 事業者状況

本市には、令和2年4月1日現在2,629のガス関係事業者等があり、内訳は高圧ガス関係事業者等が1,869、液化石油ガス関係事業者等が760となっている。

火薬類関係事業者等は57となっている。

### 2. 各種申請・届出状況

ガス関係の各種申請・届出総数は1,055件で、高圧法関係391件、液石法関係664件となっている。うち、製造施設及び貯蔵所の設置、変更の許可申請、液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関の認定申請等の許可申請関係は118件であった。

火薬類関係の各種申請・届出総数は198件となっている。うち、火薬類消費許可申請、火薬類譲渡許可申請書等の許可申請関係は83件であった。

### 3. 各種検査状況

ガス関係の製造施設等の設置、変更許可に伴う完成検査は27件、一定規模以上の事業所に対して行う保安検査は25件であった。また、事業所における安全対策等を定期的に監督・指導するための立入検査は331件となっている。

火薬類関係の火薬庫の保安検査は9件であった。また、事業所における立入検査は32件となっている。

### 4. 事故発生状況

令和元年中における高圧法第63条第1項に係る事故は20件発生しており、高圧法関係7件、液石法関係13件で、平成30年中と比較して全体件数は3件の増加となった。

事故の内訳は、高圧法関係が噴出・漏えい5件、容器の喪失・盗難2件で、液石法関係が漏えい7件、漏えい火災1件、容器の喪失・盗難5件であった。

火薬類取締法第46条に係る事故は0件で、平成30年中と比較して2件の減少となった。

ガス関係事業所等状況（令和2年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>2,632</b>	<b>617</b>	<b>343</b>	<b>359</b>	<b>331</b>	<b>92</b>	<b>247</b>	<b>118</b>	<b>129</b>	<b>269</b>	<b>127</b>
<b>高圧ガス関係計</b>	<b>1,872</b>	<b>525</b>	<b>208</b>	<b>240</b>	<b>227</b>	<b>80</b>	<b>161</b>	<b>84</b>	<b>78</b>	<b>185</b>	<b>84</b>
第一種製造者	73	16	7	7	13	1	7	6	3	13	-
第二種製造者	794	240	87	78	66	45	77	44	42	69	46
高圧ガス販売業者	813	222	99	128	128	27	65	27	24	71	22
第一種貯蔵所	19	5	1	2	3	1	2	1	-	2	2
第二種貯蔵所	94	24	12	14	8	3	6	2	5	12	8
特定高圧ガス消費者	45	9	2	4	3	2	3	2	3	11	6
容器検査所	34	9	-	7	6	1	1	2	1	7	-
<b>液化石油ガス関係計</b>	<b>760</b>	<b>92</b>	<b>135</b>	<b>119</b>	<b>104</b>	<b>12</b>	<b>86</b>	<b>34</b>	<b>51</b>	<b>84</b>	<b>43</b>
液化石油ガス販売事業所	142	22	24	23	18	-	17	5	11	14	8
保安機関	153	22	25	26	21	-	19	6	11	15	8
充てん事業者	9	2	-	-	3	1	-	1	-	2	-
特定液化石油ガス設備工事事業者	456	46	86	70	62	11	50	22	29	53	27

ガス関係申請・届出状況（令和元年度中）

（単位：件）

	総数	高圧法関係	液石法関係
<b>総数</b>	<b>1,055</b>	<b>391</b>	<b>664</b>
<b>許可関係計</b>	<b>118</b>	<b>30</b>	<b>88</b>
	高圧ガス製造許可申請書	1	液化石油ガス販売事業登録申請書
	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	21	保安機関認定申請書
	第一種貯蔵所設置許可申請書	1	保安機関認定更新申請書
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	1	一般消費者等の数の増加認可申請書
	容器検査所登録申請書	3	保安業務規程認可申請書
	容器検査所登録更新申請書	3	保安業務規程変更認可申請書
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	-	液化石油ガス販売事業者認定申請書
			貯蔵施設等設置許可申請書
			貯蔵施設等変更許可申請書
			充てん設備許可申請
			充てん設備変更許可申請書
<b>検査関係計</b>	<b>52</b>	<b>41</b>	<b>11</b>
	製造施設完成検査申請書	19	貯蔵施設等完成検査申請書
	第一種貯蔵所完成検査申請書	3	充てん設備完成検査申請書
	保安検査申請書	19	充てん設備保安検査申請書
<b>届出関係計</b>	<b>885</b>	<b>320</b>	<b>565</b>
	高圧ガス製造事業届書	13	液化石油ガス販売事業登録簿謄本
	第一種製造事業承継届書	1	交付（閲覧）請求書
	第二種製造事業承継届書	2	登録行政庁変更届書
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	19	液化石油ガス販売所等変更届書
	高圧ガス製造施設等変更届書	12	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）
	第一種貯蔵所承継届書	-	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）
	第二種貯蔵所設置届書	1	業務主任者等選任（解任）届書
	第一種貯蔵所軽微変更届書	1	液化石油ガス販売事業廃止届
	第二種貯蔵所位置等変更届書	-	一般消費者等の数の減少届書
	高圧ガス販売事業届書	33	認定行政庁変更届書
	高圧ガス販売事業承継届書	1	保安機関変更届書
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	8	保安機関承継届書（甲）
	高圧ガス製造開始届書	1	保安機関承継届書（乙）
	高圧ガス製造廃止届書	22	保安業務廃止届書
	貯蔵所廃止届書	5	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書
	高圧ガス販売事業廃止届書	34	貯蔵施設等変更届書
	特定高圧ガス消費届書	1	貯蔵施設等完成検査受検届書
	特定高圧ガス消費者承継届書	-	貯蔵施設等完成検査報告書
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	-	充てん設備変更届書
	特定高圧ガス消費廃止届書	2	充てん設備完成検査受検届書
	危害予防規程届書	5	充てん設備完成検査結果報告書
	高圧ガス保安統括者届書	8	充てん設備保安検査受検届書
	高圧ガス保安技術管理者等届書	8	充てん設備保安検査結果報告書
	高圧ガス販売主任者届書	51	液化石油ガス設備工事届書
	特定高圧ガス取扱主任者届書	7	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書
	高圧ガス保安統括者代理者届書	8	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書
	高圧ガス製造休止届書	-	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書
	高圧ガス保安協会保安検査受験届書	10	是正計画（報告）書
	指定保安機関保安検査受験届書	16	液化石油ガス販売事業報告
	保安検査結果報告書	26	保安業務実施状況報告
	事故届書	11	充てん事業報告
	冷凍保安責任者届書	2	その他
	冷凍保安責任者代理者届書	1	
	検査主任者届書	10	
	容器検査所廃止届書	-	
	その他	1	

ガス関係立入検査実施状況（令和元年度中）

（単位：件）

事業区分	総数	高圧法関係								液石法関係					ガス用品・器具等関係		
		小計	第一種製造者	第二種製造者	高圧ガス販売業者	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	容器検査所	小計	液化石油ガス販売事業者	保安機関	充てん事業者	特定液化石油ガス設備工事事業者	小計	都市ガス用品の販売事業者	液化石油ガス器具等の販売事業者
実施件数	331	155	25	49	50	4	13	9	5	137	46	49	2	40	39	2	37

ガス関係事故発生状況（令和元年中）

事業区分	総数	高圧法関係								液石法関係							
		小計	爆発	火災	噴出・漏えい	破裂・破壊	喪失・盗難	その他	小計	漏えい	漏えい爆発		漏えい火災	中毒・酸欠	喪失・盗難	その他	
											漏えい爆発	漏えい爆発・火災					
事故発生件数（件）	20	7	-	-	5	-	2	-	13	7	-	-	1	-	5	-	
人的被害（名）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重傷者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽傷者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

火薬関係事業所等状況（令和2年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>		<b>57</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>16</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
火薬類製造所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬類販売所		<b>9</b>	4	1	2	1	-	-	-	1	-	-
競技用紙雷管販売所		<b>2</b>	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
火薬庫	一級火薬庫	<b>16</b>	4	-	-	-	-	-	-	10	2	-
	二級火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三級火薬庫	<b>2</b>	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	実包火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煙火火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬庫外貯蔵場所	火薬類販売所関係	<b>7</b>	3	1	3	-	-	-	-	-	-	-
	委託貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がん具用煙火	<b>1</b>	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法令に基づく消費者	<b>20</b>	4	2	3	1	1	1	-	3	3	2
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

火薬関係申請・届出状況（令和元年度中）

（単位：件）

	火薬類取締法関係	
<b>総 数</b>		<b>198</b>
<b>許 可 関 係 計</b>		<b>83</b>
	火薬類譲渡許可申請書	7
	火薬類譲受許可申請書	9
	火薬類消費許可申請書	44
	火薬類譲受・消費許可申請書	12
	保安教育計画(変更)認可申請書	11
<b>検 査 関 係 計</b>		<b>9</b>
	保安検査申請書	9
<b>届 出 関 係 計</b>		<b>106</b>
	火薬類製造施設(火薬庫)軽微変更届	1
	火薬庫外貯蔵場所指示願	11
	火薬庫外貯蔵場所廃止届	-
	火薬類製造（取扱）保安責任者（代理者・副）選(解)任届	37
	火薬庫等定期自主検査計画策定（変更）届	11
	火薬庫等定期自主検査報告書	12
	火薬類販売年報報告書	9
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書	3
	火薬庫所有(占有)者年報報告書	9
	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書	2
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	1
	火薬類消費年報報告書	8
	申請等取下書	-
	その他	2

火薬関係立入検査実施状況（令和元年度中）

（単位：件）

事区	業分	総 数	火薬類取締法関係								
			製 造 者 及 び 製 造 所	販 売 業 者 及 び 販 売 所	消 費 場 所		火 薬 庫			貯 火 蔵 薬 場 庫 所 外	
					煙 火	煙 火 以 外	製 造 業 者	販 売 業 者	消 費 者	販 売 業 者	消 費 者
実施 件数	32	-	5	13	4	-	-	8	2	-	

火薬関係事故発生状況（令和元年中）

事業区分	総 数	製造中			消費中			運搬中			貯蔵中			廃棄中			がんろう中			その他		
		産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火
事故発生 件数（件）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人的被害（名）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重 傷 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽 症 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-